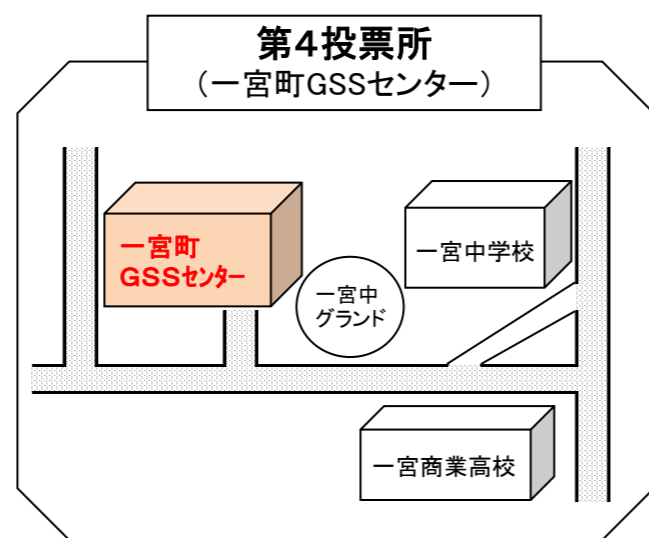
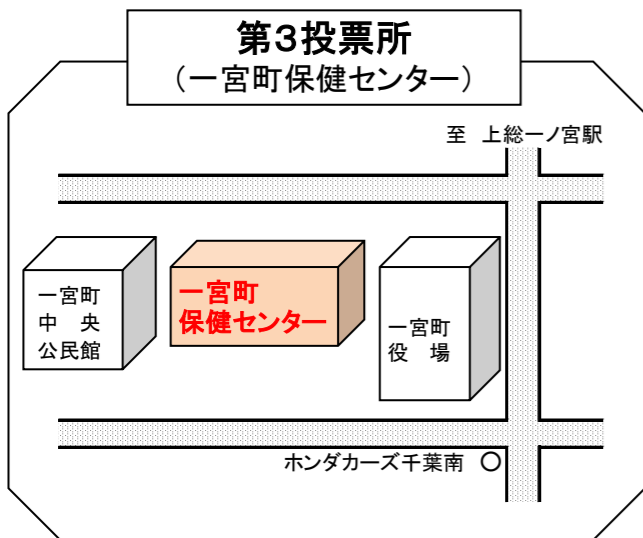
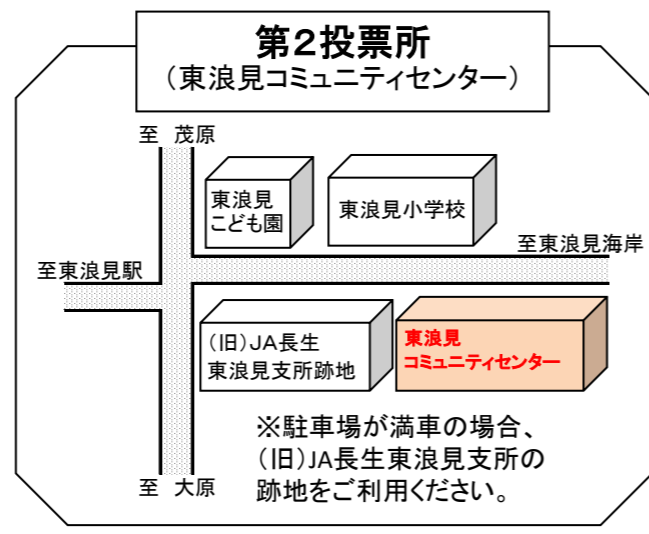
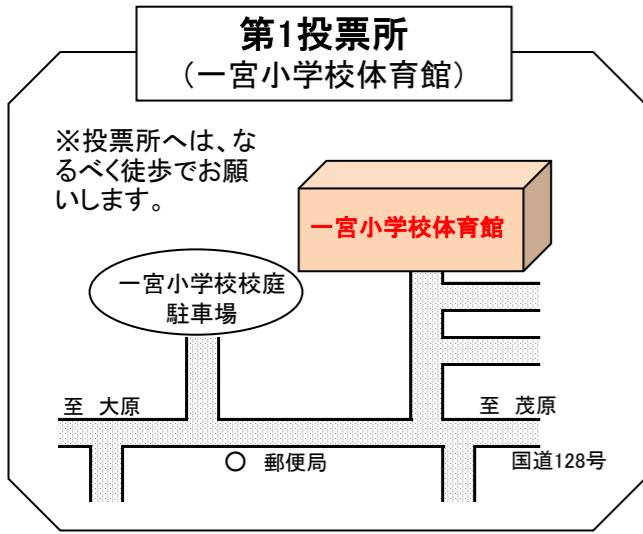


投票日当日の投票所は次のとおりです。



棄権せず**に必ず投票**しましょう。
「投票で自分のいいね 伝えよう」

白ばら

一宮町選挙管理委員会
 一宮町明るい選挙推進協議会
 事務局：一宮町役場総務課
 電話：42-2112

町村に滞在中で投票日まで、一宮町に帰れない方でも最寄の選挙管理委員会で不在者投票ができます。
 この場合、郵送の日数がかかり、早めにお問合わせください。

③**滞在先での不在者投票**
 仕事、通学、旅行などで他の市町村に滞在中で投票日まで、一宮町に帰れない方でも最寄の選挙管理委員会で不在者投票ができます。

※②の1及び2の制度は、全て郵便で処理するため、選挙開票の申請では間に合わない場合もあります。年間を通じていつでも申請できますので、お気軽にお問合わせください。

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○上肢または視覚の障害が1級の方。
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの方。

② **GSS**
 郵便による不在者投票における代理記載制度
 第1表の①②の条件に加え、第2表に掲げる条件にも該当する場合は、この制度が利用できます。

○この制度を利用するには？
 町の選挙管理委員会に対し、郵便投票証明書の交付を申請し、その交付を受けなければなりません。
 ○証明書の有効期間は次のとおりです。
 第1表の①②に該当する方
 交付の日から7年間
 ③に該当する方
 認定の有効期間の末日

対象者	条件
① 障害者手帳をお持ちの方	○両下肢または体幹の障害が特別項症から第2項症の方。 ○内臓の障害にあつては、特別項症から第3項症の方。
② 戦傷病者手帳をお持ちの方	○両下肢または体幹の障害が特別項症から第2項症の方。 ○内臓の障害にあつては、特別項症から第3項症の方。
③ 介護保険被保険者証をお持ちの方	○被保険者証の要介護状態区分が要介護5の方。

②の1 **郵便による不在者投票制度**
 身体に重度の障害がある人及び介護保険法上の要介護5の人が、郵便により自宅で投票することができ制度です。

① **指定病院などで行う不在者投票**
 都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどに入院・入所されている方が、その施設の「不在者投票管理者」のもとで投票することができ制度です。



参議院千葉県選出議員選挙のお知らせ

(千葉県選挙区選挙は、候補者名を書いて投票してください。)
参議院比例代表選出議員選挙
 (比例代表選挙は、候補者名または政党名を書いて投票してください。)

投票日

令和4年7月10日
 (日曜日)

投票所

期日前投票及び不在者投票

令和4年7月10日
 (日曜日)
 午前7時から
 午後8時まで

投票できる人

次の4つの要件を満たしている人が投票できます。
 ①日本国民であること。
 ②平成16年7月11日以前に生まれた方。
 ③令和4年3月21日以前に一宮町に転入届を出されてから、引続き3ヶ月以上住所を有する方。
 ④公職選挙法に規定する欠格要件に該当しない方。



第1投票所
 一宮小学校体育館
 1区・2区・3区・4区・5区
 6区・7区・1区・7区及び
 宮原にお住まいの方。

第2投票所
 東浪見コミュニティセンター
 網田・釣・枇杷畑・権現前・大
 村・岩切・矢畑・稲荷塚・原・大
 新熊及び住所が一宮町東浪見
 新浜地区にお住まいの方。

第3投票所
 一宮町保健センター
 11区・12区・13区・14区・15区
 16区・17区・18区及び
 船頭給・新地・新浜地区にお住
 まいの方。

第4投票所
 一宮町GSSセンター
 8区・9区・10区・11区
 12区・13区・14区及び
 15区・16区・17区にお住
 まいの方。

投票日当日、仕事やレジャー等で投票に行けない方は、期日前投票又は、不在者投票がご利用できます。
 (1) 期間
 令和4年7月23日(木)から
 7月9日(土)まで

※投票所入場券は6月22日以降に発送しますのでお手元に届いていない場合は、受付にお伝えください。
 (3) 場所
 一宮町中央公民館 大会議室
 令和4年7月9日(土)から
 午前8時30分から
 午後8時まで